



平成27年10月5日

各 位

会 社 名 ア マ テ イ 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 秋元 直行  
 (東証第二部 コード番号: 5952 )  
 問合せ先責任者 取締役経営管理本部長 石野 栄一  
 (TEL : 06-6411-1236)

## 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年10月5日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上及び個人投資家を中心とした広範な投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を100株に統一することが示されていることを鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成27年11月2日(月)

(ご参考)

上記変更に伴い、平成27年11月2日(月)をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されることとなります。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものであります。

##### (2) 変更の内容

内容の変更は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  附則 <u>第7条の変更は、平成27年11月2日をもってその効力を生じるものとし、効力発生日までは従前どおり次のとおりとする。</u> <u>当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>なお、本附則は第7条の変更の効力発生日をもって、これを削除する。</u>

以 上